計画の基本的事項について

1. 計画策定の背景及び目的

(1)計画策定の背景

~~~~~「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の採択~~~~

2015 年 9 月に「国連持続可能な開発サミット」が開催され、2030 年までの世界共通の目標である「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)」を中核とした「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。「SDGs」は、その理念に「誰一人取り残さない(no one will be left behind)」ことを掲げ、17 の目標とそれらに付随する 169 のターゲットから構成されています。同時に、複数の課題を統合的に解決するとともに、1 つの行動が複数の側面に利益を生み出すマルチベネフィットにつながる特徴を持っています。

「SDGs」には、気候変動をはじめ、海洋保全や生物多様性など、経済・社会・環境を巡る幅広い目標が掲げられています。17 の目標の達成に向けては、各国政府や市民社会、民間セクターを含む様々な主体が連携し、「グローバル・パートナーシップ」を築いていくこととなっています。国は2016年5月に「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」を内閣に設置し、同年12月に「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を作成、2019年12月に改定を行っています。

SUSTAINABLE GOALS



「SDGs」の 17 の目標

出典:国際連合広報センター

~~~~~~~~地球温暖化に関する国内外の動き~~~~~~~~

2015 年 12 月の「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21)」で、国際社会が 2020 年以降に取り組む地球温暖化対策に関する法的な枠組である「パリ協定」が採択されました。同協定では、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べ、2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を行うことや今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目指しています。

国は、「緩和策」として、「地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)」に基づき、2016年5月に「地球温暖化対策計画」を策定し、温室効果ガスの排出量を2030年度時点に2013年度比で、26%削減するための取り組みを行っていくとしています。また、2018年7月に策定された「第5次エネルギー基本計画」では、「徹底した省エネルギー社会の実現」、「再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組」、「水素社会実現に向けた取組の抜本強化」、「二次エネルギー構造の改善」等の施策が盛り込まれています。

一方、「パリ協定」の採択以降、国際社会では、温室効果ガス排出量の削減等の「緩和策」に加え、豪雨の発生や猛暑日の増加など、気候変動の影響に対する「適応策」に関する取り組みが進められています。国は「気候変動適応法」に基づき、2018 年11 月に策定した「気候変動適応計画」の中で、気候変動の影響による被害の回避・軽減、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築するとしています。同時に、地方公共団体に向けた計画策定のためのマニュアル作成、国立環境研究所による技術的助言等の充実、説明会の開催等による地域版の「気候変動適応計画」の策定と実施を支援し、都道府県及び市町村における情報収集・分析・提供等を行う際の拠点となる適応センターを確保するとしています。

兵庫県は、2017年3月に策定した「兵庫県地球温暖化対策推進計画」で、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で26.5%削減することとし、「温暖化からひょうごを守る適応策基本方針」を示しています。





緩和策と適応策

出典:A-PLAT 気候変動適応情報プラットフォーム

近年、海洋ごみに含まれる廃プラスチックによる汚染が世界で広がり、マイクロプラスチック(5mm 以下の微細なプラスチックごみ)が生態系に及ぼす影響が懸念されています。

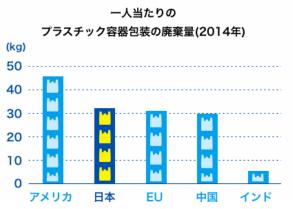
国際社会では、2018年6月のG7シャルルボアサミットで、「海洋プラスチック憲章」を採択すると同時に、2019年6月のG20大阪サミットで、世界の共通のビジョンとして、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることを目指した「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されています。

国は、2019年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、2030年までにワン

ウェイプラスチックの排出を累積で25%抑制する、容器包装の6割をリユース・リサイクルする、再生利用の倍増、バイオマスプラスチックげる200万トン導入することを掲れのおけるであれてである。さらに、レジ袋等へのがごみ指定とののであり組むことを表れています。また、環境省は、「レジ袋インの変革を促すキャンペーンを実施している。

ています。





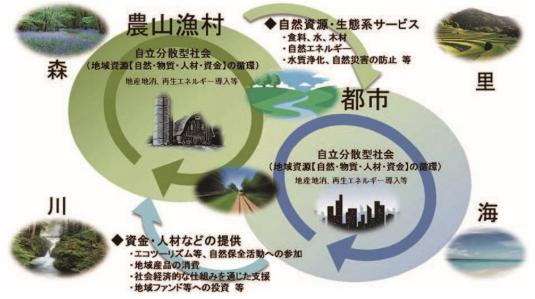
出典:環境省(国連環境計画(UNEP)) 2018 年度報告書より

一方、食品ロスについては、国が 2018 年 6 月に策定した「第四次循環型社会形成 推進基本計画」の中で、「SDGs」のインディゲーターを踏まえ、家庭から由来する食 品ロスの量を 2030 年度時点に 2000 年度比で半減させる目標を掲げています。

また、2019 年 10 月には、「食品ロスの削減の推進に関する法律」を施行し、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図る、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用していくこととしています。さらに、10 月を食品ロス削減月間、10 月 30 日を食品ロス削減の日とし、啓発資材の提供、イベント等を開催して普及啓発活動を進めることとしています。

~~~~~~~~~~「第五次環境基本計画」の策定~~~~~~~~

国は、2018 年 4 月に「環境基本法」の第 15 条に基づいて、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定める「第五次環境基本計画」を策定しています。内容としては、「SDGs」の考え方を活用の上、環境・経済・社会の統合的向上に取り組み、経済や社会的課題の同時解決を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす新たな成長につなげるとしています。また、各地域が資源を持続可能な形で最大限活用の上、特性を強みとして発揮する「地域循環共生圏」を創出していくこととしています。さらに、そうした地域の特性に応じて、資源を補完して支え合う取り組みを進めると同時に、幅広い関係者と連携を図っていくこととしています。

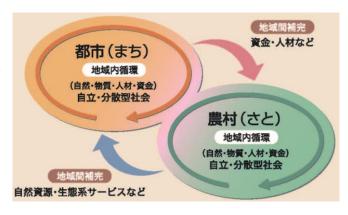


地域循環共生圏のイメージ 出典:環境・循環型社会・生物多様性白書

~~~~~~~~「第5次兵庫県環境基本計画」の策定~~~~~

兵庫県は、「第5次兵庫県環境基本計画」を2019年2月に策定し、基本理念に「環境を優先する社会へ地域が先導し、"恵み豊かなふるさとひょうご"を次代につなぐ」を掲げています。また、「地域資源の循環とネットワーク化」、「環境・経済・社会の統

合的向上」、「地域力の発揮」、「恵み豊かなふるさとひょうごの実現」を環境施策の展開に向けた基本的な考え方に据え、「低炭素」、「自然共生」、「資源循環」、「安全・快適」、「地域力」の環境分野ごとに施策展開を図っていくこととしています。



地域資源の循環とネットワーク化のイメージ

出典:第5次兵庫県環境基本計画

(2)計画策定の目的

現代の私たちの社会経済活動は、豊かな環境の基盤の上に成立しています。しかしながら、利便性や物質的な豊かさを生活にもたらす人類の活動は、環境汚染や地球温暖化に伴う大規模な自然災害の増加など、様々な影響が生じています。

三木市は、1999 年 3 月に「三木市環境基本条例」に基づき、第 1 次計画となる「三木市環境総合計画」を策定し、市内における良好な環境の形成に向け、市民、事業者、三木市の各主体が一体となって総合的な環境施策を推進してきました。その後、2009年 5 月に第 2 次計画となる「第 2 次三木市環境総合計画」を策定し、今日まで環境行政の立場から各種取り組みを進めてきたところです。

この間、国内外の環境分野に関する動向では、「SDGs」をはじめ、「パリ協定」の採択、国の「地球温暖化対策計画」や「第五次環境基本計画」、兵庫県の「第5次兵庫県環境基本計画」の策定など、国際社会、国、兵庫県においても様々な取り組みが進められています。さらに、近年では、豪雨等による河川の氾濫が原因となって各地で甚大な被害が発生するなど、地球温暖化の影響が一因として想定される災害等の規模は深刻さを増しています。

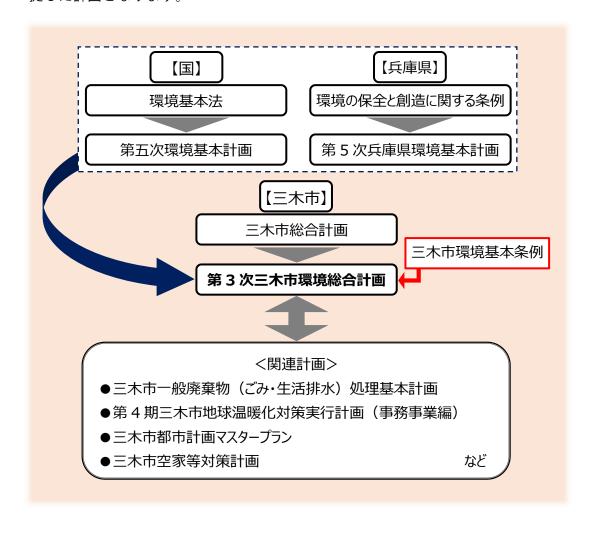
現在を生きる私たちの世代のニーズを満たしつつも、将来の世代が豊かに生きていくことが可能な社会を実現するためには、従来型の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムを見直し、環境、経済、社会の統合的向上を図っていく社会に変革していくことが必要です。そのため、行政をはじめとした市民、事業者等の各主体の一人ひとりが地球規模における環境問題に対する意識を持ち続け、日常生活や事業活動の場面から環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルの着実な実践に取り組んでいくことが求められます。

以上のようなことから、三木市としては、「三木市環境基本条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来において市民が健康で安全かつ快適な生活を享受しうる良好な環境の実現に資することを目的に、新たな三木市の環境分野に関する総合的な方針として「第3次三木市環境総合計画」を策定の上、市民、事業者と共に各種取り組みを進めていきます。

2. 計画の位置付け

本計画は、「三木市環境基本条例」の第8条に基づいて定めるもので、三木市の行政計画の最上位に位置する「三木市総合計画」を環境面からの推進するものであると同時に、三木市における環境行政の基本的な計画として、環境の保全及び創造に関する目標及び目標を達成するための施策とその他の必要な事項を定めるものです。また、三木市の他の行政計画や施策等と整合を図るものです。

さらに、国の「環境基本法」、「第五次環境基本計画」、兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」、「第5次兵庫県環境基本計画」等の関連法令や条例、上位計画等に準拠した計画となります。



3. 対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、地球温暖化等に関する内容を含む「低炭素」をはじめ、動植物や自然とのふれあい等に関する内容を含む「自然共生」、廃棄物等に関する内容を含む「資源循環」、公害やまちの景観等に関する内容を含む「安全・快適」の各分野及び、環境教育や環境保全活動等に関する内容を含む「地域力」の横断的な分野に区分され、次の内容を環境の範囲とします。

ただし、対象とする環境の範囲については、限定的なものではなく、新たな項目を 立てる必要が生じた場合は、適宜、視点の見直しを行っていくこととします。

なお、本計画では、これらの5つの項目に分類される内容を踏まえて基本目標を設 定し、環境に関する取り組みを進めていくこととします。

低炭素 自然共生 ●再生可能エネルギー ●希少種·外来種 ●省エネルギー ●有害鳥獣 など ●気候変動 ●森林·農地 ●自然とのふれあい など 資源循環 ●廃棄物の発牛抑制・適正処理 安全·快適 ●リサイクル など ●大気·水質 ●騒音·振動 ●悪臭 地域力 ●化学物質 ●環境教育·環境学習 など ●景観や文化財 ●環境保全活動 ●環境情報 など

4. 計画策定のスケジュール

「第3次三木市環境総合計画」の策定に向けた環境審議会の開催スケジュールは、 次のとおりとなります。

環境審議会の日程	審議内容
第1回目	▶計画の基本的事項(案)
(2020年8月25日)	▶市民・事業者のアンケート調査票(案)
第2回目	
(2020年 11月下旬~12月上旬頃)	▶第3次三木市環境総合計画(素案)
第3回目	▶第3次三木市環境総合計画(案)
(2021年2月中旬頃)	▶パブリックコメントの実施結果

5. 計画の推進主体

本計画の推進にあたっては、市民、事業者、三木市のそれぞれの主体が役割を自覚し、三木市内のより良い環境を守り育てるため、積極的な取り組みを進めていくことが求められます。

なお、本計画の推進主体とそれぞれが今後果たしていくべきと考えられる役割については、次のようになります。

市民

- ■環境配慮指針に基づく環境に やさしいライフスタイルの実践
- 三木市内での環境保全活動 への参加・協力 など

事業者

- ■環境配慮指針に基づく環境に やさしいビジネススタイルの実践
- ●三木市内での環境保全活動 への参加・貢献 など

三木市

- ●環境にやさしい行政運営の実践
- ●環境分野に関連する各種事業の着実な推進
- ●条例の制定等によるルールづくり
- ●環境に関する情報提供の実施
- ●市民、事業者の取り組みに対する支援の実施
- ●国・兵庫県や他自治体等との連携

など

6. 計画の期間

本計画の期間は、2021 年度から 2030 年度までの 10 年間とします。

なお、今後、本市を取り巻く環境分野に関する国内外の動向に変化等が生じた場合は、 必要に応じて計画の中間年度を目安に見直しを行います。



7. アンケート調査について

「第3次三木市環境総合計画」の策定のため、基礎調査の一環として市民、事業者を対象とした環境に関するアンケートの実施を予定しています。調査の概要については、次のとおりとなります。

調査区分	調査概要
市民	▶対象:市内に居住する 18 歳以上の市民-2,000 名程度
中氏	▶方法:郵送による配布・回収
事業者	▶対象:市内で操業する事業者-1,500 事業所程度
尹未日	▶方法:郵送による配布・回収